

ご意見・ご提案		受付年月日	令和4年 6月 9日
件名	ふれあいバスの増便・増強について 新型コロナの感染症法上の分類変更要望について		
内容	<p>1. ふれあいバスの増便・増強</p> <p>1) 地区別の買い物専用便</p> <p>・鴨方・金光・寄島の町内買い物（少人数）</p> <p>①運転手の増強（地域別：少人数）</p> <p>②運行バス車両の増強（タクシー運転可能な人等少人数で地域専用）</p> <p>③日程・時間帯を少なく始める</p> <p>2) 地区をまたがる買い物又は病院への通院</p> <p>①笠岡・玉島・里庄等への利用</p> <p>②少ない回数又は利用アンケートの活用</p> <p>3) 通学専用バスの追加</p> <p>①駅（市内：鴨方、金光、又は市外：里庄への通学専用バス）</p> <p>②市内外の主な駅へのバス追加（笠岡・玉島）</p> <p>※それぞれ少額の負担をお願いします。¥50～¥200くらいまで</p> <p>2. 新型コロナの感染症法上の分類変更要望：国・県へ</p>		
回答		回答年月日	令和4年 6月 28日
担当部課	企画財政部 地域創造課  健康福祉部 健康推進課		

内 容	<p>まず、市営バス浅口ふれあい号の増便・増強についてですが、現在の運行形態は、平成22年に実施したアンケートの結果、「買い物や通院などの日常生活の移動手段として利用したい」との要望が多かったことを考慮してルートの検討を行い、その後も見直しを加え現在のルートに至っています。</p> <p>ご意見にある地区別の買い物専用便や、地区をまたがる笠岡や玉島方面への買い物や通院に関しては、日程や時間帯を制限して実施した場合でも、相当数の運転手と車両の確保が必要になることが想定されます。</p> <p>また、市内外の駅につながる通学バスの追加については、道路網の整備やマイカーの普及により路線バスの利用者が減少し、事業縮小・撤退が進んでいる状況の中、赤字路線を担う事業者の確保は難しく、地方公共団体がそれを代替もしくは助成するには多額の経費がかかることから困難な状況です。</p> <p>さらに、コロナ禍の影響により、JRやタクシー事業は利用者が大幅に減少し、各社厳しい経営環境に直面しており、国・県・市をあげて公共交通の維持確保に注力している状況です。</p> <p>このような経緯や情勢を勘案し、市営バスは現在の運行形態を継続していきたいと考えています。</p> <p>次に新型コロナウイルスの感染症法上の分類の変更についてですが、こちらについては国・県に要望してまいります。</p>
-----	---